

令和 6 年 6 月

萩 市 議 会 定 例 会 議 案

議案目次

議案番号	件名	
4 9	令和6年度萩市一般会計補正予算（第2号）	1
5 0	令和6年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算 (第1号)	5
5 1	萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	9
5 2	萩市国民健康保険診療施設設置条例の一部を改正する条例	11
5 3	萩市須佐緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例を 廃止する条例	13
5 4	財産の取得について	15
5 5	財産の取得について	17
5 6	財産の取得について	19
5 7	山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	21
5 8	字の区域の変更について	23

議案第49号

令和6年度萩市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度萩市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるとところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第一条 賽入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,697千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,388,957千円とする。

2 賽入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 賽入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日提出

萩市長 田中文夫

第1表 岐入歳出予算補正

(単位：千円)

款		項	補正前の予算額	補正予算額	計
17.	県支出金		2, 544, 476	4, 304	2, 548, 780
	2. 補助金	1, 324, 969		4, 304	1, 329, 273
20.	繰入金	2, 323, 545		30, 393	2, 353, 938
	1. 基金繰入金	2, 323, 545		30, 393	2, 353, 938
22.	諸収入	759, 860		14, 000	773, 860
	4. 雑入	345, 277		14, 000	359, 277
	歳入合計	31, 340, 260		48, 697	31, 388, 957

歳 出

(単位：千円)

款		項	補正前の予算額	補正予算額	計
2.	総務費		4, 640, 028	5, 000	4, 645, 028
1.	総務管理費		4, 123, 129	5, 000	4, 128, 129
3.	民生費		9, 488, 051	11, 960	9, 500, 011
1.	社会福祉費		1, 290, 210	△597	1, 289, 613
2.	障害者福祉費		2, 050, 086	1, 638	2, 051, 724
3.	老人福祉費		2, 846, 807	8, 615	2, 855, 422
4.	児童福祉費		2, 555, 517	2, 304	2, 557, 821
6.	農林水産業費		2, 137, 837	5, 000	2, 142, 837
3.	水産業費		538, 728	5, 000	543, 728
7.	商工費		2, 014, 316	25, 890	2, 040, 206
1.	商工費		1, 488, 906	12, 255	1, 501, 161
2.	観光費		525, 410	13, 635	539, 045
10.	教育費		2, 642, 458	847	2, 643, 305
4.	社会教育費		1, 016, 710	847	1, 017, 557
歳	出	合計	31, 340, 260	48, 697	31, 388, 957

議案第50号

令和6年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

令和6年度萩市の国民健康保険事業（事業勘定）特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第一条 賽入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,047千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,682,247千円とする。

2　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日提出

萩市長　田中　文夫

第1表 正予算補入歳入歳出

歳入		歳出		正予算補入	
款	項	額	予算額	補正額	計
3. 県支出金		5, 118, 186		△1, 914	5, 116, 272
1. 国補助金		5, 118, 186		△1, 914	5, 116, 272
5. 繰入金		6 9 5, 743		△5 9 7	6 9 5, 146
1. 一般会計繰入金		5 4 3, 701		△5 9 7	5 4 3, 104
8. 国庫支出金		0	4, 558	4, 558	4, 558
1. 国庫補助金		0	4, 558	4, 558	4, 558
歳入	合計	6, 680, 200	2, 047	6, 682, 247	

(単位：千円)

歳出

(単位：千円)

款		項	補正前の予算額	補正予算額	計
1.	総務費		128, 557	2, 047	130, 604
	1. 総務管理費		117, 666	2, 047	119, 713
歳	出	合 計	6, 680, 200	2, 047	6, 682, 247

議案第 51 号

萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 6 年 6 月 4 日提出

萩市長 中文夫

萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年萩市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第

47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第 52 号

萩市国民健康保険診療施設設置条例の一部を改正する条例

令和 6 年 6 月 4 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市国民健康保険診療施設設置条例の一部を改正する条例

萩市国民健康保険診療施設設置条例（平成 17 年萩市条例第 139 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表萩市国民健康保険明木診療所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 53 号

萩市須佐緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

令和 6 年 6 月 4 日提出

萩市長 田 中 文 夫

**萩市須佐緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例を廃止する
条例**

萩市須佐緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年萩市条例第 212 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第54号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れることについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年萩市条例第24号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

萩市長 田 中 文 夫

- | | |
|-----------|---|
| 1 買 入 財 産 | 萩市消防団中央方面団山田第1分団CD-1型消防ポンプ
自動車 |
| 2 買入れの方法 | 指名競争入札 |
| 3 買 入 價 格 | 金20,831,060円 |
| 4 買 入 先 | 山口県山口市朝田10274番地4
株式会社クマヒラセキュリティ山口支店
支店長 中村 幸一 |

議案第 55 号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れることについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年萩市条例第 24 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

萩市長 田 中 文 夫

- | | |
|-----------|---|
| 1 買 入 財 産 | 萩市消防団中央方面団三見第 3 分団 C D - 1 型消防ポンプ
自動車 |
| 2 買入れの方法 | 指名競争入札 |
| 3 買 入 価 格 | 金 23,493,960 円 |
| 4 買 入 先 | 山口県宇部市昭和町四丁目 11 番 53 号
有限会社藤中ポンプ店
代表取締役 藤中 義久 |

議案第 56 号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れることについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年萩市条例第 24 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

萩市長 田 中 文 夫

- 1 買 入 財 産 救助工作車
- 2 買入れの方法 指名競争入札
- 3 買 入 價 格 金 1 6 2 , 7 4 8 , 4 9 0 円
- 4 買 入 先 山口県山口市朝田 1 0 2 7 4 番地 4

株式会社クマヒラセキュリティ山口支店

支店長 中村 幸一

議案第 57 号

山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、令和 6 年 1 月 2 日から山口県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年指令平 18 市町第 1192 号）の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

萩市長 田 中 文 夫

山口県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

山口県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年指令平 18 市町第 1192 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 月 2 日から施行する。

議案第58号

字の区域の変更について

国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）第4条の規定により適用される国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による萩市大井地域の地籍調査の成果に係る山口県知事の認証のあった日から、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

萩市長 田中文夫

処分後		処分前			
地域名	字名	地域名	字名	地番	地目
大井	浦	大井	串山	3037番	宅地
//	浦	//	神田	3065番2	//
処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。					